

国水水第 563 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿
（各地方整備局等水道担当経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
（公印省略）

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び
水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

国土交通省では、「飲料水健康危機管理実施要領」（令和 6 年 4 月 1 日制定）（以下「実施要領」という。）に基づきし、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和 6 年 4 月 3 日付け国水水第 1 号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）（以下「令和 6 年課長通知」という。）により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて国土交通省への報告をお願いしているところです。

今般、令和 6 年課長通知について下記の通り所要の改正を行いましたので送付します。引き続き、下記 1. のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き、国土交通省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記 2. ～ 6. のとおり速やかに情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

国土交通省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、国土交通省が実施すべき要領を定めました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等による断減水が発生した場合や断減水被害が生じていなくても社会的に影響が大きい被害が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、給水区域内の住民にとり日常生活の基盤となっている飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、速やかに各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい被害等（例えば、水道施設の被害による道路陥没等で社会的な影響が大きいもの）
- ・報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県より国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

4. 事故等に関する情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合や断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故が発生した場合（以下「事故等」という。）には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、事故等の発生を把握した場合には、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
 - ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
 - ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
 - ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）
- 〔給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。〕
- ・報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等、国設専用水道の設置者におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生

- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、国土交通省各地方整備局等水道担当あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
 - ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
 - ③水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
 - ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合(例：水質管理目標設定の目標値超過が継続すると見込まれた場合等)
- ・報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

(1) 水道に対するテロが発生した場合

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ(例：毒物混入未遂、水道施設破壊等)があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告

をお願いします。

なお、水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日厚生労働省事務連絡）をご参照ください。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

（2）水道における情報システム障害等が発生した場合

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害（当該情報システムの管理等を外部に委託等している場合を含む）が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には、速やかに国土交通省各地方整備局等水道担当あてに御報告をお願いします。

なお、水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第一版）」及び「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（令和7年2月28日付け国水水第399号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）をご参照ください。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合
- ・報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

【様式】

- ・様式自由

【報告方法】

- ①各地方整備局等水道担当あてメールの送信
- ②メールを送った旨の電話連絡
- ③連絡がつきにくい場合は非常時連絡先への連絡やFAXの併用をお願いします。

7. その他

- ・ 国土交通省各地方整備局等水道担当の連絡先については別途案内しているものをご参照ください。
- ・ 地方整備局等には北海道開発局と内閣府沖縄総合事務局を含みます。